

意見募集に対し寄せられた御意見の概要及び御意見に対する考え方

番号	項目	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	Ⅱ 1 (1)	「アメリカ合衆国の軍隊」が「外国の軍隊」に、「アメリカ合衆国」が「外国の政府等」とされているが、「外国」では対象が漠としていてそれを是とすべきかどうか分からないので、どの国が対象となるものであるのか明記されたい。	「外国の軍隊」への変更は、平成26年12月の特定秘密保護法施行以降である平成28年3月に施行された平和安全法制との整合を踏まえたものです。平和安全法制に当たり、例えば、米国等行動関連措置法では我が国に対する武力攻撃事態等において、自衛隊のアメリカ合衆国以外の外国の軍隊に対する支援活動が新規に明記されるなどの法改正が行われております。法令上、支援対象となる外国の軍隊について列挙されているわけではありません。これを受け、特定秘密の指定についても、今後、アメリカ合衆国の軍隊に限定されず、それ以外の外国の軍隊との運用協力についても指定することから、今回、見直すものです。 また、「外国の政府等」への変更は、これまでの防衛力の整備に関しては、例えば、アメリカ合衆国の装備品を導入することを主にしておりましたが、国際的な防衛装備・技術協力の推進により、今後、アメリカ合衆国以外の外国の政府や国際機関とも必要な情報等を交換しつつ、我が国の防衛力の整備を検討等していくこととなります。このようなことから、現行の事項の細目「ニ c」の「アメリカ合衆国」と限定されていた記述について、防衛力の整備に係るアメリカ合衆国以外の外国の政府又は国際機関から提供される情報も含まれるように「外国の政府等」に変更するものであります。
2	Ⅱ 1 (1)	特定秘密の対象は、外国政府等との交渉については元々安全保障がらみに限定されているので、TPPの交渉内容や二国間貿易交渉などの内容は特定秘密の対象外と理解しているが、間違いないか。	TPP交渉や二国間貿易交渉に関する情報は、経済に関するものであって、別表第2号イに該当することは通常想定されないことから、特定秘密の指定の対象にはなりません。

番号	項目	御意見の概要	御意見に対する考え方
3	Ⅱ 1	特定秘密の指定について、恣意的な運用を排除する仕組みが必要である。	運用基準見直し案においては、冒頭の「基本的な考え方」に「拡張解釈の禁止」「基本的人権及び報道の自由の尊重」や「必要最小限の情報を必要最低限の期間に限って特定秘密として指定するものとする」という大原則を明記し、その上で、運用基準Ⅱ「特定秘密の指定等」の「特に遵守すべき事項」において、「3つの要件の該当性の判断は、厳格に行い、特定秘密として保護すべき情報を漏れなく指定するとともに、当該情報以外の情報を指定する情報に含めないものとすること」等と定めています。全ての行政機関の長は、これらの定めに従って、特定秘密の指定を実施する必要があります。そして、行政機関の長は、指定後、年1回以上定期的に指定の理由を点検することとなり、特定秘密の指定の有効期間が通じて30年を超える場合には、法律上、内閣の承認を得なければなりません。 そして、内閣府独立公文書管理監と情報保全監察室が、特定秘密の指定や解除等が特定秘密保護法やその施行令、本運用基準に従って行われているかどうかを検証し、監査するほか、特定秘密の取扱いの業務を行う者等は、特定秘密保護法等に従って特定秘密の指定等が行われていないと思料する場合には通報することができる制度が設けられています。 さらに、特定秘密保護法の運用状況は、毎年、外部の有識者である情報保全諮問会議の委員に報告されるとともに、その意見を付して国会に報告されることとなっており、その報告内容は本運用基準で定められています。また、国会に設置されている情報監視審査会が、特定秘密保護法の運用を常時監視することとされています。 こうした重層的な仕組みにより、特定秘密保護法の適正な運用を図っております。
4	Ⅱ 3 (5)	Ⅱ 1 の9行目と同様に、8行目「満たしていること」は「満たすか否か」のほうがよいと思う。	御意見を踏まえて、「満たしているか否かと」に変更します。
5	V 3 (1)ア	4行目と同様に、5行目「言う」は「いう」のほうがよいと思う。	御意見を受けて、「ここで言ういう「特定行政文書ファイル等の管理」の検証・監察には、」に変更します。
6	V 6 (5)	「国会法」の法律番号を記載したほうがよいと思う。	御意見を受けて、「国会法(昭和22年法律第79号)」に変更します。

番号	項目	御意見の概要	御意見に対する考え方
7	－	意見募集期間を30日未満としたのは、なぜか。	今回の意見公募は、行政手続法に基づく法定の手続ではなく、任意の手続であることから、30日間以上といった期間の義務付けはないものと承知しています。その上で、既存の運用基準の見直しであることや、一般の方が検討するに当たり必要な期間を考慮するなどし、総合的に判断して2週間程度が適当であると判断したところです。
8	－	特定秘密の指定期間は最長50年とする。	特定秘密保護法第4条では、「指定の有効期間は、通じて30年を超えることができない」と明記し、30年を超えて延長する場合には、理由を示して内閣の承認を要することとし、さらに、60年を超えて延長することができるのは、法律に列挙する7つの事項に関する情報だけとなっています。
9	－	アメリカを見習ってほしい。	運用基準に基づく今後の運用に当たって、必要に応じて、外国における状況について、参考にしていきます。